

監査公表第23号（平成23年3月9日、県公報第3228号登載）
 平成22年11月2日～平成23年1月21日実施〔第3回〕随時監査結果（平成22年度）

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施日

(1) 監査対象機関：知事部局の本庁及び出先機関、教育委員会、警察本部並びに労働委員会の35機関

(2) 監査対象期間：平成22年6月1日又は平成22年7月1日から監査実施日まで

(3) 監査実施日：平成22年11月2日～平成23年1月21日

監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
秘書室	平成22年6月1日から 平成22年11月2日まで	平成22年11月2日
財政課	平成22年6月1日から 平成22年11月2日まで	平成22年11月2日
広域地域振興課	平成22年6月1日から 平成22年11月4日まで	平成22年11月4日
生活安全課	平成22年6月1日から 平成22年11月4日まで	平成22年11月4日
健康増進課	平成22年6月1日から 平成22年11月11日まで	平成22年11月11日
子育て支援課	平成22年6月1日から 平成22年11月11日まで	平成22年11月11日
新雇用開発課	平成22年6月1日から 平成22年11月5日まで	平成22年11月5日
環境保全課	平成22年6月1日から 平成22年11月5日まで	平成22年11月5日
循環型社会推進課	平成22年6月1日から 平成22年11月9日まで	平成22年11月9日
新産業・技術振興課	平成22年6月1日から 平成22年11月9日まで	平成22年11月9日
工業保安課	平成22年6月1日から 平成22年11月10日まで	平成22年11月10日
農山漁村振興課	平成22年6月1日から 平成22年11月19日まで	平成22年11月19日
農林水産物安全課	平成22年6月1日から 平成22年11月10日まで	平成22年11月10日
園芸振興課	平成22年6月1日から 平成22年11月19日まで	平成22年11月19日
河川開発課	平成21年6月1日から 平成22年11月16日まで	平成22年11月16日
高速道路対策室	平成22年6月1日から 平成22年11月16日まで	平成22年11月16日
水資源対策課	平成22年6月1日から 平成22年11月17日まで	平成22年11月17日
下水道課	平成22年6月1日から 平成22年11月24日まで	平成22年11月24日
県営住宅課	平成22年6月1日から 平成22年11月24日まで	平成22年11月24日
博多県税事務所	平成22年7月1日から 平成23年1月13日まで	平成23年1月13日
北九州西県税事務所	平成22年7月1日から 平成23年1月14日まで	平成23年1月14日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
大牟田県税事務所	平成22年 7月 1日から 平成23年 1月21日まで	平成23年 1月21日
消防学校	平成22年 7月 1日から 平成23年 1月 7日まで	平成23年 1月 7日
飯塚農林事務所	平成22年 6月 1日から 平成22年12月17日まで	平成22年12月17日
農業大学校	平成22年 6月 1日から 平成22年12月 9日まで	平成22年12月 9日
農業総合試験場筑後分場	平成22年 6月 1日から 平成22年12月21日まで	平成22年12月21日
農業総合試験場八女分場	平成22年 6月 1日から 平成22年12月 7日まで	平成22年12月 7日
筑後家畜保健衛生所	平成22年 6月 1日から 平成22年12月21日まで	平成22年12月21日
水産海洋技術センター内水面研究所	平成22年 6月 1日から 平成22年12月 8日まで	平成22年12月 8日
財務課	平成22年 6月 1日から 平成22年11月25日まで	平成22年11月25日
人権・同和教育課	平成22年 6月 1日から 平成22年11月25日まで	平成22年11月25日
留置管理課	平成22年 6月 1日から 平成22年11月15日まで	平成22年11月15日
薬物銃器対策課	平成22年 6月 1日から 平成22年11月15日まで	平成22年11月15日
公安第二課	平成22年 6月 1日から 平成22年11月15日まで	平成22年11月15日
労働委員会事務局	平成22年 6月 1日から 平成22年11月17日まで	平成22年11月17日

2 監査の主眼

今回の監査は、秘書室等35機関における旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、旅費及びその他需用費に主眼を置き、旅費については、事実確認調査を含む監査を実施し、その他需用費については、納品書による物品検収が行われているかについて確認した。

3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、調査した範囲において、適正に執行されていると認められた。